

(法第10条第1項第7号関係「翌事業年度の事業計画書」)

2026年度の事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

NPO 法人国際教育文化福祉研究所「ENGATE 九州」

1 事業実施の方針

設立当初の事業年度は、地域に居住する、ミャンマー人等の外国人労働者の支援、子ども・若者の支援、高齢者の支援、そして、その3者の交流による学び合いの活動を確実に行っていく。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
① ミャンマー人等の 外国人労働者の ための住居支援 事業	ミャンマー人等の外国 人労働者のためのシェ アハウスを管理する	(A)通年 (B)中津市栄町214 9番地 (C)6人	(D) ミャンマー 人等の外国 人労働 者 (E)1~7名	20 消耗費・備品費 120 管理人報酬 (10千円×12か月) 240 地代家賃
②ミャンマー人等の 外国人労働者と地 域住民との交流事 業	地域住民をシェアハ ウスに待して、ミヤ ンマー人等の外国 人労働者と交流食 事会を実施する	(A)毎月1回 (B)中津市栄町214 9番地 (C)5人	(D) ミャンマー 人等の外国人 労働者、地域 住民 (E)100名	36 材料費補助 (3千円×12か月) 36 料理人報酬 (3千円×12か月) 6 通信費・印刷費
③ミャンマー人等の 外国人労働者に 対する日本語教 育事業	日本語教室を実施 する	(A)毎月4回 (B) 中津市栄町214 9番地 (C)1人	(D)日本語能力 を上げたい ミャンマー 人等の外国 人労働 者 (E)5人	10 教材費 96 指導者報酬 (8千円×12 か月×1 名)
④ミャンマー人等の 外国人労働者に 対する職業訓練 及び就職支援事 業	(ア)特定技能修得 (介護・農業・外食 業等)のための講座 や実習を実施する (イ)自治体、関係 団体、企業等と連 携して就職支援活 動を行う	(A)(ア)年5回 (イ)随時 (B)(ア)中津市栄町2 149番地 各実習場所 (イ)中津市栄町2 149番地 企業等 (C)(ア)2人	(D)支援を受け たいミヤ ンマー人等の 外国人労働 者 (E)20人	(ア)50 人件費 (10千円×5回) 50 講師謝礼 (10千円×5回) (イ)60 人件費(30千円×2 人) 6 通信費・印刷費 5 備品費

⑤ ミャンマー人等の外国人労働者に対する生活支援事業	(ア)食糧支援活動 (イ)通訳・翻訳 (ウ)各種手続の支援	(A)(ア)年3回 (イ)(ウ)随時 (B) 中津市栄町2149番地 (C)2人	(D)ミャンマー人等の外国人労働者 (E)50人	60 人件費 (30千円×2人) 6 通信費・印刷費
⑥ 地域教育機関における異文化協働探究活動推進事業	(ア)小中高、大分県内大学(別府大学、APU等)と連携し、ミャンマー人等の外国人労働者との協働探究活動を実施する (イ)中学・高校の部活動等の外部委託として、生徒の指導を行う	(A)(ア)年5回 (イ)月4回 (B) 依頼のあった教育機関又は中津市栄町2149番地 (C)(ア)4人 (イ)2人	(D)児童・生徒等、ミャンマー人等の外国人労働者 (E)50人	10 教材作成費等 (ア)40 人件費 (10千円×4人) (イ)240 人件費 (10千円×12か月×2人)
⑦ 経済的に厳しい高校生に対する学習支援事業	経済的に厳しい生徒であっても、国際的な活動を行うことにより都市部に匹敵する受験(総合型選抜・学校推薦型選抜)対策が可能となる指導を行う	(A)月8回 (B) 中津市栄町2149番地、又は中津市中央町1-7-24 (C)1人	(D)高校生等 (E)5人	120 人件費 (10千円×12か月×1人) 10 印刷費
⑧ 子ども(日本人・外国人)のための放課後学習・仲間づくり支援事業	日本人の子どもや外国人の子どものための放課後(休日)学習支援や仲間づくり支援を行う(自治体や教育委員会等とのタイアップも含む)	(A)月8回 (B) 中津市栄町2149番地、又は中津市中央町1-7-24 (C)1人	(D)児童・生徒 (E)5人	96 人件費 (8千円×12か月×1人)
⑨ 不登校児童生徒の体験型学習支援事業	日本人同士又は、ミャンマー人等の外国人労働者との交流によって不登校児童生徒学習支援を行う	(A)月4回 (B) 中津市栄町2149番地 (C)1人	(D)児童・生徒 (E)5人	96 人件費 (8千円×12か月×1人)
⑩ 高齢者の寄り合い所(食事会・文化講座等)運営事業	地域の高齢者と外国人労働者や支援が必要な児童生徒との交流の場を作るため、寄り合い所(食事会・文化講座・地域スナック・ミャンマー語講座等)を運営する	(A)月1回 (B) 中津市栄町2149番地 (C)3人	(D)地域の高齢者等 (E)50人	36 材料費補助 (3千円×12か月) 36 料理人報酬 (3千円×12か月) 1 印刷費

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。